わがまち特例（地方決定型地方税制特例措置）による固定資産税の特例について

わがまち特例とは、平成２４年度税制改正により導入された制度で、国が一律に定めていた課税標準の特例等について、地方税法上で定める範囲において、減額の程度（特例割合）を地方自治体が自主的に決定できる仕組みです。このことを受け、わがまち特例の対象となる以下の資産について、東松島市市税条例により課税標準の特例割合を定めました。

	対象資産	取得時期	特例割合	特例適用期間	根拠法令
1	汚水又は廃液の処理施設（償却資産）	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	1/3	期限の設定なし	地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号
2	大気汚染防止法における指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設（償却資産）	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	1/2	期限の設定なし	地方税法附則第 15 条第 2 項第 2 号
3	土壌汚染対策法における特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設（償却資産）	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	1/2	期限の設定なし	地方税法附則第 15 条第 2 項第 3 号
4	下水道の除外施設（償却資産）	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	3/4	期限の設定なし	地方税法附則第 15 条第 2 項第 7 号
5	津波対策に資する港湾施設（償却資産）	平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	1/2	4 年間	地方税法附則第 15 条第 28 項
6	協定避難施設（家屋）	平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに管理協定を締結	1/2	5 年間	地方税法附則第 15 条第 29 項
7	協定避難施設（償却資産）	平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに管理協定を締結	1/2	5 年間若しくは締結期限の年度	地方税法附則第 15 条第 30 項
8	特定再生可能エネルギー発電設備【太陽光発電設備】（償却資産）	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	2/3	3 年間	地方税法附則第 15 条第 32 項第 1 号イ
9	特定再生可能エネルギー発電設備【風力発電設備】（償却資産）	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	2/3	3 年間	地方税法附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ
10	特定再生可能エネルギー発電設備【水力発電設備】（償却資産）	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	1/2	3 年間	地方税法附則第 15 条第 32 項第 2 号イ
11	特定再生可能エネルギー発電設備【地熱発電設備】（償却資産）	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	1/2	3 年間	地方税法附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ
12	特定再生可能エネルギー発電設備【バイオマス燃料発電設備】（償却資産）	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	1/2	3 年間	地方税法附則第 15 条第 32 項第 2 号ハ
13	浸水防止用設備（償却資産）	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	2/3	5 年間	地方税法附則第 15 条第 37 項

14	企業主導型保育事業の用に供する固定資産（家屋・償却資産）	平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに政府の補助を受けたもの。	1/2	5 年間	地方税法附則第 15 条第 44 項
15	緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する市民緑地の用に供する土地（土地）	平成 29 年 6 月 15 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	2/3	3 年間	地方税法附則第 15 条第 45 項
16	サービス付き高齢者向け賃貸住宅（家屋）	平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	2/3	5 年間	地方税法附則第 15 条の 8 第 4 項
17	家庭的保育事業の用に供する固定資産（家屋・償却資産）	時期の定め無し	1/2	期限の設定なし	地方税法第 349 条の 3 第 28 項
18	居宅訪問型保育事業の用に供する固定資産（家屋・償却資産）	時期の定め無し	1/2	期限の設定なし	地方税法第 349 条の 3 第 29 項
19	事業所内保育事業の用に供する固定資産（家屋・償却資産）	時期の定め無し	1/2	期限の設定なし	地方税法第 349 条の 3 第 30 項